

津名基地廃棄物搬入要領

令和4年12月改定
大阪湾広域臨海環境整備センター

- 1 受入場所
大阪湾広域臨海環境整備センター 津名事業所

- 2 所在地
兵庫県淡路市志筑新島

- 3 電話番号及びFAX番号
TEL 0799-62-5405
FAX 0799-62-5406

- 4 営業日及び受入時間

営業日	○ 月、火、木、金曜日 ※水、土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日）及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	○ 午前10時00分～午後4時00分

- 5 受入対象者
受入対象者は、次の区域内で廃棄物等を自ら排出する事業者とします。

府県名	市 町 村 名
兵庫県	洲本市、南あわじ市、淡路市

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・ 搬入に際して、センターが指定したステッカーを車体の★前面★進行方向左側側面の2面に常時付けること。
 - ・ ダンプングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ ダンプアップ時の地上最高高さは、6.5m未満とすること。
 - ・ 搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦8.0m、横3.0m）で計量可能なものであること。
 - ・ 搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・ 排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・ 産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・ 積載制限量を守ること。
 - ・ 契約した廃棄物であること。
 - ・ 廃棄物の混載をしないこと。
 - ・ がれき類等の廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・ 積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・ 飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
- ③ 運行
 - ・ 「指定した運搬経路」を通ること。
 - ・ 廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・ 沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
また、基地近傍の路上に駐停車しないこと。
- ④ 受付
 - ・ 職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・ 受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・ 「搬入車証」を提示すること。
 - ・ 産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・ 目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・ 職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入者自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・ 基地の受入体制の都合により、搬入を制限する場合があります。
 - ・ 計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。
基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

***以上のことが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくなど、搬入を認めません。**

***また、埋立処分委託契約を解除することがあります。**

7 指定した運搬経路

運搬に当たっては、生活道路等の通行はできるだけ避け、付近住民の迷惑にならないようにしてください。

注意事項

- 台風等により基地所在地に気象警報が発表され、かつ、淡路市から基地所在地に避難指示が出されたときは、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。

気象警報：暴風警報、高潮警報

地震により基地所在地に津波警報が発表されたときは、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。

また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。

8 指定したステッカー

基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。



津名基地位置図

